

4 特定家畜伝染病対策について

近年、全国的に高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病が連続して発生している。関東地方知事会の構成都県では、高病原性鳥インフルエンザが茨城県、栃木県、千葉県で、豚熱が栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、長野県で発生しており、令和2年以降に限定しても、現在までに鶏約560万羽、豚約6万8千頭を殺処分する等、地域の畜産業に多大な影響を及ぼしている。

また、令和3年4月に栃木県で発生した豚熱においては、約4万頭の殺処分に延べ約17,000人を動員し、その期間が1か月に及ぶなど、特定家畜伝染病の防疫措置には多くの人員や経費を要し、発生県の負担も重くなっている。

については、特定家畜伝染病の発生を予防し、防疫措置を行う都県等の負担を軽減するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 豚熱について子豚の感染予防を図るため、全国的な免疫付与状況調査及び感染実験等の科学的知見を踏まえ、予防的ワクチンの適切な接種時期・回数について早急に解明すること。

また、解明するまでの間、試験的に子豚期の2回接種を都県の主体的判断により選択できるよう、防疫指針の柔軟な運用を可能とすること。

- 2 豚熱ワクチンのこまめな接種には多大な経費と人員を要することから、国の財政的支援措置の引き上げを行うとともに、一定の条件下で養豚農家による接種を可能とする制度改正を検討すること。

- 3 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発生農場における疫学調

査の結果等を踏まえ、発生要因の解明を進めるとともに、農場へのウイルス侵入防止技術の開発など、防疫体制を強化する手法の確立に努めること。

また、継続して飼養衛生管理基準を遵守する必要があることから、施設の改修等が行えるよう国の財政的支援を拡充すること。

- 4 大規模農場での特定家畜伝染病の発生では、防疫措置に莫大な資材、費用並びに人員が必要であるため、発生の規模に応じて国の財政的支援措置を引き上げるなど、支援策の充実を図ること。
- 5 損害を受けた農場に対して、経営再建へ向けた支援策の拡充を図ること。また、特定家畜伝染病の発生により影響を受けたと畜場等関連事業者の経営支援等を講ずること。